

町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金申請に係る

承諾書兼誓約書

- 1 申請案内に記載された給付対象者となる要件をすべて満たしています。
- 2 申請の内容及び申請書類に相違ありません。虚偽等が判明した場合は、給付金の返還に応じます。
- 3 デリバリー又はテイクアウトの実施にあたり、食品衛生法、食品表示法、酒税法などの関係法令を遵守します。
- 4 当給付金の振込をもって給付決定及び給付額確定の通知とすることを承諾します。
- 5 給付決定後においても、指定された書類等の提出及び調査の求めに応じます。
- 6 当給付金申請時において、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てをしておらず、給付決定後も事業を継続します。
- 7 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、町田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

年 月 日

所在地（個人事業主は住所）

法人名（個人事業主は記入不要）

代表者職名・氏名

印

※申請書の申請者情報と同一の内容、同一の印をお願いします。